

電波監理審議会（第919回）議事要旨

1 日 時

平成19年6月13日（水）15：00～16：23

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

羽鳥 光俊（会長）、井口 武雄（会長代理）、濱田 純一、小舘 香椎子

(2) 電波監理審議会審理官

西本 修一

(3) 幹事

三井 一幸（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

森総合通信基盤局長、河内電波部長、鈴木情報通信政策局長 他

4 議 事 模 様

(1) 広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てに係る審理官の忌避の申立てについて

（19.3.23付議第1号関係）

平成19年3月23日付けで付議された広帯域電力線搬送通信設備の型式指定処分に係る異議申立てについて、同年5月24日付けで、異議申立人より主任審理官の忌避の申立てが行われた。

本件については、審議の冒頭、公正な審議を行うため、忌避を申し立てられている西本審理官を退席させた後、三井幹事より事実関係の説明を行い、審議を行った結果、本件忌避申立てを却下した。

(2) 日本空港無線サービス株式会社所属特定無線局の包括免許について

（諮問第20号）

日本空港無線サービス株式会社から申請のあった、那覇空港におけるデジタル空港無線通信システムの陸上移動局に関する包括免許について、次のとおり総務省の説明及び質疑応答

があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

空港においては国土交通省、各航空会社等により空港の管理、警備、乗客の誘導、貨物の扱い、機内の清掃等さまざまな業務が行われている。空港無線通信システムは、このような業務を円滑かつ効率的に行うための重要な通信手段として利用されているものである。また、空港内で非常事態が発生した場合、管制塔から空港内作業員等に対して一斉に避難の指示をすることや、消防関係者等の通話を優先することといった運用が可能なシステムになっている。

このような空港無線通信システムについては、平成2年6月に成田国際空港に導入されて以来、平成6年4月に関西国際空港、平成11年5月に那覇空港と順次導入され、活用されている。

近年は、航空輸送量の増加により、空港業務が増大の傾向にある。それに伴い、必要とされる空港における無線通信の需要も増加している。このため、周波数の利用効率に優れ、音声のみならずデータ通信等も行う事が可能であるデジタル方式の空港無線通信システムの導入が進んでいる。具体的には平成16年12月に東京国際空港、平成17年2月に中部国際空港、3月に成田国際空港、平成19年5月には関西国際空港に導入がされてきている。

本件は、那覇空港において、平成11年よりアナログ方式の空港無線通信システムを運用している日本空港無線サービス株式会社が、新たにデジタル空港無線通信システムを導入しようとするに当たり、同空港内を中心に利用される陸上移動局に対する包括免許を与えることについて諮問を行うものである。

申請内容については、申請者である日本空港無線サービス株式会社が電気通信業務を行うことを目的とする無線局を開設するものであり、周波数は415.525MHzから416.975MHzまでの25kHz間隔の59波、最大運用数は620局としている。これらについて周波数の割当ての可能性等を審査した結果、電波法第27条の4の各号の規定に適合していると認められる。

イ 主な質疑応答

- ・ 今までさまざまな空港でデジタル航空無線通信システムが導入されているが、問題が発生したような事例はあるのか、との質問に対し、総務省から、今までのところ問題が出たと言う話は聞いていない、との回答があった。

(3) 放送普及基本計画の一部変更案について

(諮問第21号)

国際放送に関する放送の区分の廃止に係る放送普及基本計画の一部変更案について、次の

とおり総務省の説明があり、審議の結果、適当である旨答申した。

○ 総務省の説明

近年、諸外国において対外情報発信力の強化のため、テレビ国際放送を拡充する動きが加速している一方で、ラジオ国際放送についてはテレビ、インターネット等の普及により、短波ラジオへの需要が低下した地域が存在しており、その効率的な実施が求められる状況になっている。

このため、メディア環境の変化に柔軟に対応し、資源の効率的な投入を図るため、今般、放送普及基本計画の関連部分を変更することにしたい。

この放送普及基本計画は放送の計画的な普及及び健全な発達を目的として、放送局の設置の指針等を定めたものであるが、この放送の区分から一般放送及び地域放送の区分を廃止するというものが今回の案件である。

その理由については、NHKラジオ国際放送には、全世界向けの同内容の放送を日本語と英語を用いて行う一般放送と、各地域向けに個別の内容の放送をそれぞれの地域言語を用いて行う地域放送があるが、この一般放送の中で北米、ハワイ、欧州向けの日本語放送の聴取者が激減している状況にあり、需要が低下していることが認められることから、NHKにおいては平成19年度後半から廃止する方向で準備を進めている。これにより、平成19年度後半からは一般放送の類型に該当する国際放送がなくなるため、今般この一般放送と地域放送の区分を廃止したい。

区分の大本を定めた放送法施行規則についても改正をした上で、今回の放送普及基本計画においても、両者の区分を廃止し、区分ごとに定めている放送対象地域及び放送系の数、目標を統合したい。

なお、この変更を行っても、全世界向けの同内容放送がなくなるだけであり、北米など一部地域以外においては、同種の放送が存続する。

なお、本件については、約1カ月間、先立って意見募集を実施したが、特段の意見等は出されなかった。

(4) 日本放送協会の中継国際放送に関する協定の廃止及び変更の認可について

(諮問第22号)

NHKとイギリス放送協会(BBC)及びカナダ放送協会(CBC)との間で締結している中継国際放送に関する協定の廃止及び変更の認可について、次のとおり総務省の説明及び質疑応答があり、審議の結果、適当である旨答申した。

ア 総務省の説明

現行の国際放送は、放送時間が1日延べ65時間、使用言語が22言語、そして送信施

設ということで国内の送信所、具体的には八俣送信所1カ所に加え、海外の中継局9カ所を用いて国際放送が行われている。

この中継放送には、大きく分けて交換中継と借用中継がある。交換中継は、KDDIが維持管理しているNHKの送信設備と海外事業者の送信設備との間で番組を伝送し合い、相手側の放送番組をそれぞれ同時間ずつ放送するという形態の中継である。

それに対して借用中継は、お互いに見返りとしての放送を行うというのではなく、一方的に中継を行うものであり、大きな違いは、交換中継においてはNHK番組の中継に伴う追加的な費用は発生しないのに対し、借用中継については、中継に当たり、費用負担が新たに発生する。

この2種類の中継の形態をもって、八俣送信所からの直接的な送信に加えて、海外9カ所における中継局を通じた中継放送が行われている現状であり、今回の案件は、それらのうち、アセンション中継局、シンガポール中継局及びカナダ中継局に係る協定の廃止又は変更を行いたいというものである。

今回、この協定を廃止及び変更するに至った理由は、主として国際放送の実施を効率化するという課題にこたえるためというものである。

大きく分けて2点あるが、まず1点目は放送時間の見直しという課題がある。諮問第21号の事案でも説明したとおり、本年度後半からNHK国際放送の時間枠の見直しを予定している。具体的には、北米、ハワイ、欧州向けの日本語放送については廃止し、他については放送時間を縮小していくことを予定しているということ。それと、英語につきましても送信枠を削減する予定にしているということ。ただ、アフリカ、南西アジア、東南アジア等については、引き続き英語を用いた国際放送は継続していく予定にしている。

理由のもう1つは、送信機の削減という課題である。これは八俣送信所の設備老朽化に伴い維持費、交換費等の増大が見込まれるということで、それを抑制するために送信機を10台から6台に削減する計画で準備を進めているということで、今後、協定の相手方の国際放送を実施するための周波数及び設備の確保が困難になる。このような放送時間の見直し、送信機の削減という大きな2つの課題に対応する必要がある、今回のBBC及びCBCとの間の中継国際放送協定の廃止及び変更をお願いしたい。

今回の措置が適切かどうかについての検討結果としては、平成19年10月から日本語及び英語による放送時間が減少することとなるが、テレビ国際放送等の代替手段が確保されている地域等、ラジオ国際放送への需要が低下した地域への放送について、放送時間などを見直すものであると同時に、これら協定の廃止及び変更後も放送の一部については借用中継により継続される予定であり、影響はほとんどないものと想定している。

また、日本語及び英語以外の言語による放送については、協定廃止後も借用中継により

同様の放送が継続される予定ということで、協定の廃止による影響は全く想定されないと考えている。

イ 主な質疑応答

- ・ 国際放送が視覚に訴える放送の方向に向かっているので、ラジオに対する国際放送の視聴が減ってきているということだけが原因なのか、あるいは海外から日本に対する関心が減ってきているのでラジオの視聴が減っているというような関係があるのか、との質問に対し、総務省から、ラジオに代わるメディアが発達してきたということが主な理由であり、日本に対する関心が減ってきているということでは全くない。日本に対する関心をさらに深めてもらうという意味もあり、例えば現在、映像国際放送の更なる強化ということで検討を進めており、資源を再編して、重点的に配分していくという趣旨である、との回答があった。

(5) その他

日本放送協会平成18年度収支決算及び業務報告書の概要について、総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)